

「備前商工会議所ニュース」折込サービス運用規程

1. 当サービスは備前商工会議所会員事業所の発展に寄与することを目的とする。よって、原則として、備前商工会議所会員以外の利用は認めない。
2. 当サービスは備前商工会議所会員事業所の営業活動を助長するために、販売促進の広告紙等書類を「備前商工会議所ニュース」に折り込み、管内会員事業所、関係団体等に配布するものである。
3. 折り込む広告紙等書類については、その内容または作成責任を有する事業所に対し与信を与えるものでないこと、及び下記事項のいずれにも該当しないものとする。
 - ① 政治活動、宗教活動、社会問題に関するもの
 - ② 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
 - ③ 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業に該当するもの
 - ⑤ 誇大表示、不当表示、その他表現方法等が不適切なもの
 - ⑥ 他の会員、消費者に対し、不当な利益を与えるおそれのあるもの
 - ⑦ その他、備前商工会議所が適当でないと認めるもの
4. 広告紙等書類及びその内容に関する責任は一切広告主に帰属する。
5. 当サービスに起因する手続き上のトラブルは双方で誠意をもって対応することとする。また、当サービスにより生じた取引上のトラブル等については、備前商工会議所は一切の責任を負わないこととする。
6. 当サービスの料金は以下のとおりとする。なお、料金は請求書を送付してから1か月以内に支払うものとする。

10gまで	: 25,000円
20gまで	: 37,500円 【税抜き】

※A4サイズを超える大きさの場合は、A4以下に折った状態で納品。
※複数枚の場合は1つにまとめて納品。
7. 備前商工会議所ニュースに折り込む広告紙等書類は、広告主で必要部数（1,000部）を準備し、所定の日までに備前商工会議所へ納めるものとする。残部が発生しても原則として返品しない。
8. このサービスに同意した場合、折り込む広告紙等書類を添えて、別紙申込書に署名捺印し、備前商工会議所に提出する。本書類の提出は、申込時に毎回提出する。
9. 折り込みの可否は後日、備前商工会議所ニュース編集会議で決定するものとする。

以上

「備前商工会議所ニュース」折込サービス 申込書

「備前商工会議所ニュース」折込サービス運用規程に同意し、下記のとおり申し込みます。

申込日：平成 年 月 日

事業所名		
ふりがな 代表者名	⑩	
所在地	〒 —	
連絡先	TEL	FAX
ふりがな 担当者名		
書類サイズ	B5 ・ A4 ・ B4 ・ A3 ・ その他()	
折込内容	※折り込むチラシ等を添付して提出してください	
その他		

【備前商工会議所使用欄】

事業所コード		確 認 印	専務	局長	係長	担当
折込日						
請求日						
領収日		領収金額	円			